

守山市給水装置工事設計施工指針の改正に係る新旧対照表

新指針の ページ数	新 指 針	旧 指 針
P8～	<p>第2章 給水装置の設計及び管理</p> <p>5 管理</p> <p>(3) 耐圧試験は次の手順により行い、試験水圧は原則として0.7Mpaとする。</p> <p>ア～エ (省略)</p> <p>カ 宅地造成による新設される道路等に設置された給水装置の耐圧試験は、支障ないときは、加圧した後、2時間の計測を行う。この場合の水圧は0.7Mpaとする。なお、加圧の降下は、30分経過で5%以内、2時間経過で10%以内であること。</p>	<p>第2章 給水装置の設計及び管理</p> <p>5 管理</p> <p>(3) 耐圧試験は次の手順により行い、試験水圧は原則として0.7Mpaとする。</p> <p>ア～エ (省略)</p> <p>カ 宅地造成による新設される道路等に設置された給水装置の耐圧試験は、支障ないときは、加圧した後、24時間の計測を行う。この場合の水圧は0.7Mpaとする。</p>
P10～	<p>第4章 給水装置の施工(口径別使用材料表及び指定材料表)</p> <p>1 給水管の分岐</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12)開削の際に、既設配水管にTS継手を確認した際は、施工務課に連絡するとともに、対応について協議すること。</p>	<p>第4章 給水装置の施工(口径別使用材料表及び指定材料表)</p> <p>1 給水管の分岐</p> <p>(1)～(11) 省略</p>

P11～	<p>1 給水管の明示</p> <p>(1) 道路部分に布設する給水管は、埋設標示シートを埋戻し第一層目の上（保護砂を除く）に布設し、位置を明示すること。（ロケーティングワイヤは分岐から止水栓までとする。）</p>	<p>1 給水管の明示</p> <p>(1) 道路部分に布設する給水管は、埋設標示シートを埋戻し第一層目の上に布設し、位置を明示すること。（ロケーティングワイヤは分岐から止水栓までとする。）</p>
P17～	<p>第6章 工事検査等</p> <p>1 検査（市の検査）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 完了検査（主任技術者の立会が必要）</p> <p>完了検査は承認書の写しを完了届・検査願いに添付すること</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 分岐からメータ（φ75以上寄付施設がある場合）</p> <p>（ア）（イ）省略</p> <p>（ウ）水圧加圧試験（0.7Mpa 2時間計測）</p> <p>※加圧の降下は、30分経過で5%以内、2時間経過で10%以内であること。</p>	<p>第6章 工事検査等</p> <p>1 検査（市の検査）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 完了検査（主任技術者の立会が必要）</p> <p>完了検査は承認書の写しを完了届・検査願いに添付すること</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 分岐からメータ（φ75以上寄付施設がある場合）</p> <p>（ア）（イ）省略</p> <p>（ウ）水圧加圧試験（0.7Mpa 24時間計測）</p>
P18～	<p>2 添付書類等</p> <p>工事完了届・検査願を提出するときは、次の書類を添付すること。</p> <p>(1)分岐からメーターまで（守山市給水装置工事（一次側）写真管理基準に基づき写真を提出すること）</p>	<p>2 添付書類等</p> <p>工事完了届・検査願を提出するときは、次の書類を添付すること。</p> <p>(1)分岐からメーターまで</p>

